

ポイント制度の 重要なお知らせ

2016年2月15日
生活クラブ生協 管理部

生活クラブ生協では、2015年9月22日の配達より「ポイント制度」が導入されました。その時に配布しました【ポイント制度のご案内】に間違いがありましたのでここで訂正いたします。

訂正点は【ポイント制度のご案内】の裏面、“ポイント制度実施要項”の1項目と10項目の2カ所で、下線箇所が訂正されています。

1 項目目 「ポイント付与の対象となる組合員」

請求書が発行される時に3人以上グループに登録されている組合員が対象です。
なおかつ、グループ内で3人以上の月額消費材代金請求があれば、請求書発行者全員がポイント付与の対象者となります。

正しくは

3人以上グループに登録されている組合員が対象です。
なおかつ、グループ内で3人以上の月額消費材代金請求があれば、請求書発行者全員がポイント付与の対象者となります。

★ 月度内(21日～翌月20日)で1週間でも3人以上のグループで利用があれば、その期間分のポイントが付きます。

10 項目目 「ポイントの積立可能期限」

ポイントは付与された年度の年度末(3/20)までが積立可能期限です。年度末までに使用して頂くようお願いします。
なお、年度末時点において未使用ポイントが残っている場合は、消費材代金の値引きとして自動処理されます。(2/20時点の累計ポイントを自動値引き処理されます)

正しくは

ポイントは付与された年度の年度末(3/20)までが積立可能期限です。年度末までに使用して頂くようお願いします。
なお、年度末時点において未使用ポイントが残っている場合は、消費材代金の値引きとして自動処理されます。(3/20時点の累計ポイントを自動値引き処理されます)

★ 年度末の未利用ポイント(3/20時点で付加されたポイントも含む)が残っている場合は、3月度の請求金額より自動値引き処理させていただきます。